

### 資料 19-3 県営住宅の現況

(27.4.1 現在)

構 造 別	戸 数
耐火構造（高層）	1,695 戸
耐火構造（中層）	7,713
木造準耐火構造	137
簡易耐火構造二階建	3,301
簡易耐火構造平屋建	2,453
木造	22
計	15,321

資料 19-4 防火、準防火地域の指定状況（都市計画法）（27.4.1 現在）

単位 ha

市町村名	都市計画区域	用途地域	防火地域	準防火地域	備 考
長 野 市	20,161	5,948	31.6	319.0	
松 本 市	30,191	4,008	4.6	375.4	
上 田 市	23,294	1,602	5.9	333.0	
岡 谷 市	7,919	1,513	-	826.8	
飯 田 市	8,100	1,521	-	281.3	
諏 訪 市	10,489	1,430	-	154.2	
小 諸 市	7,899	682	-	61.6	
伊 那 市	18,263	1,085	-	100.0	
駒ヶ根市	5,100	601	1.8	34.4	
大 町 市	8,490	838	-	135.0	
飯 山 市	1,272	318	-	98.0	
塩 尻 市	9,713	944	-	57.0	
佐 久 市	18,950	1,386	4.9	703.8	
上 松 町	450	149	-	18.2	
計(14市町)	170,291	22,025	48.8	3497.7	

資料 19-5 防火・準防火地域内の建築規制（建築基準法）

		対 象		構 造			対 象		構 造
防	①	階数が 3 以上又は延べ面積が 100 平方メートルを超える建築物	ただし③を除く	耐火建築物	準	①	地階を除く階数が 4 以上又は延べ面積が 1500 平方メートルを超える建築物	ただし主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上屋又は機械の製作工場の類は除く	耐火建築物
	②	その他の建築物		耐火建築物又は準耐火建築物		②	延べ面積が 500 平方メートルを超え 1500 平方メートル以下の建築物		耐火建築物又は準耐火建築物
火	③	1. 外壁及び軒裏が防火構造で延べ面積 50 平方メートル以内の平屋建の付属建築物 2. 主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上屋又は機械製作工場の類 3. 不燃材料で造り又はおおわれた高さ 2 メートルを超える門又は扉 4. 高さが 2 メートル以下の門又は扉		制限なし	火	③	地階を除く階数が 3 である建築物		耐火建築物、準耐火建築物又は外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な技術基準に適合する建築物
域	域	防火、準防火地域内にあるその他の制限							
域	防火地域内にある看板、広告塔等で建築物の屋上に設けるもの又は高さ 3 メートルを超えるものは、主要な部分を不燃材料で造り又はおおわなければならない。				1. 屋根 耐火構造又は準耐火構造でないものは不燃材料で造り又はふく。 2. 外壁のドアなど 延焼のおそれのある部分は防火戸その他の防火設備をする。 3. 隣地境界線に面する外壁 外壁耐火構造の場合は境界線に接することができる。				

## 資料 19-6 防火地域及び準防火地域指定基準

県及び市町村の地域防災計画及び防災都市づくり計画に沿うとともに、以下の基準により定める。

### 1 用途地域及び容積率との関係

用途地域	容積率	定める地域
商業地域	600%	防火地域を定める。
	500%	原則として防火地域を定める。
	400%	原則として防火地域または準防火地域を定める。
	300%	必要に応じ防火地域または準防火地域を定める。
その他の用途地域	—	必要に応じ防火地域または準防火地域を定める。

2 商業地域の容積率 500%の区域のうち、道路幅員により建築基準法第 52 条の関係で、区域の半分以上の敷地面積が 400%以下の容積率に制限される区域においては、必要に応じ準防火地域を定めることもやむをえない。

3 商業地域の容積率 400%の区域のうち、道路等の公共施設が整備されていない区域にあつては、今後の市街地整備に備え、準防火地域を原則として定める。

なお、防火地域を定めるにあつては道路等の公共施設整備との関係を考慮しつつ、市街地の土地利用動向から耐火建築物の立地しうる区域に定める。

4 商業地域の容積率 300%の区域、及びその他の用途地域で必要に応じ防火地域または準防火地域を定める区域は、次の区域とする。

なお、道路等の公共施設が整備されていない区域にあつては、今後の市街地整備に備え、準防火地域を原則として定める。

(1) 商業地域以外の区域にあつては、中心市街地における商業地域に隣接する区域で木造建築物が密集し、火災による災害の危険性が高い、あるいは高くなると予想される区域。

(2) 避難地、避難路の配置計画に基づき安全区画の確保の必要な区域。

5 区域の規模は 5ha 以上とし、形状は不整形とならないようにするとともに街区単位とするなど都市防災不燃化の趣旨に沿うよう定める。

なお、防火地域、準防火地域併せて 5ha 以上となること、また、防火地域は避難路の配置計画に伴い、路線的に定めることとしても差し支えないものとするが、幅員が 12m以上の道路の沿道区域を原則とする。

## 資料19-7 市街地再開発事業（防災建築街区造成事業）

実施済

	事業名	都市計画決定等 年 月 日	街区面積 ha	事業費 千 円
防災建築街区造成事業	上田市第1（中央二丁目）	昭36.12.18	0.58	4,660
	上田市第2（海野町中央）	昭36.12.18	0.24	3,690
	上田市第3（名店ビル）	昭37.12.6	0.39	12,672
	松本市（本町）	昭38.11.19	3.30	65,646
	佐久市（岩村田本町）	昭41.2.15	1.68	49,495
	佐久市（相生町）	昭43.5.11	0.60	3,501
	佐久市（野沢十二町）	昭43.5.11	1.05	40,023
	駒ヶ根市（広小路）	昭43.3.30	1.42	23,670
	長野市（北石堂町）	昭43.5.30	1.80	145,518
市街地再開発事業	諏訪市（上諏訪駅前）	昭52.11.14	0.87	3,567,000
	駒ヶ根市（駒ヶ根駅前）	昭59.7.2	0.77	2,683,000
	岡谷市（岡谷駅前）	昭58.11.24	1.97	4,823,602
	須坂市（須坂駅前）	昭57.7.26	0.43	2,555,388
	茅野市（茅野駅前）	昭61.10.30	1.49	7,103,934
	小諸市（古城）	昭61.10.30	0.38	2,129,930
	長野市（北長野駅前B3）	平元.2.27	1.04	4,085,411
	塩尻市（大門一番町）	平2.3.8	1.31	9,228,639
	岡谷市（中央町A）	平5.3.1	1.93	12,409,000
	長野市（北長野駅前B1）	平6.9.19	0.99	10,440,100
	長野市（長野駅前A-2）	平7.7.7	0.40	3,900,880
	松本市（中央西第13・14）	平7.3.16	0.50	6,774,800
	上田市（上田駅お城口）	平9.7.10	2.30	15,944,033
	飯田市（橋南第一）	平10.7.27	0.41	3,274,000
	松本市（六九リバーサイド）	平11.12.9	0.42	4,251,704
	伊那市（伊那市駅前第2A）	平12.12.20	0.56	4,248,871
	長野市（東後町・権堂町A）	平13.2.28	0.37	2,216,440
	飯田市（橋南第二）	平15.4.23	0.61	7,178,600
	長野市（長野銀座A-1）	平15.6.19	0.94	8,138,925
	長野市（長野駅前A-1）	平16.2.27	0.23	2,051,270
長野市（長野銀座D-1）	平16.6.30	0.52	1,892,939	
長野市（北長野駅前A2）	平18.1.17	0.52	2,202,180	
塩尻市（大門中央通り）	平19.4.11	0.59	3,921,435	
長野市（長野駅前A-3）	平20.8.29	0.17	1,867,355	

## 資料 19-8 住宅地区改良事業

実施済

事業名	実施年度	指定年月日	実施面積 ha (戸数)	事業費 千円
岡谷市 (加茂町)	45-49	昭 45. 11. 7	2. 66 (100)	303, 255
岡谷市 (新明町)	47-49	昭 45. 12. 12	0. 76 ( 61)	175, 588
駒ヶ根市 (広小路)	45-47	昭 45. 3. 31	1. 24 ( 29)	137, 500
駒ヶ根市 (石川町)	49-50	昭 49. 3. 2	0. 98 ( 20)	182, 376
飯田市 (西ノ原)	48-51	昭 49. 5. 18	0. 81 ( 60)	244, 950
諏訪市 (清水町)	56-58	昭 56. 6. 5	0. 33 ( 30)	651, 382

## 資料 19-9 地震対策のチェックポイントと補強対策

区 分	事 前 チェ ッ ク	補 強 対 策
敷 地	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 石垣（石積）、よう壁、ブロック塀がくずれのおそれがないか。</li> <li>2. 法面あるいは、がけくずれはないか。</li> <li>3. 避難路はあるか。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. コンクリートを打って補強する。応急措置としては突張りをかう。</li> <li>2. 敷地周辺の排水を取る。出来るだけ不浸透質（コンクリートU字溝等）のものを布設する。</li> <li>3. 道路又は空地へ容易に避難できるように障害物をなくす。</li> </ol>
木造建物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 耐震診断をする。</li> <li>2. 屋根がわらがくずれかけていないか。</li> <li>3. 火気を使用する室（台所、風呂たき口等）は、不燃材料で仕上げているか。</li> <li>4. 外壁モルタルや土壁がくずれかけていないか。</li> <li>5. ガラス戸がはずれやすすくないか。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 診断結果に基づき筋交いを入れたり、壁の量を増やす等の補強をする。</li> <li>2. 補修したり又は出入り口の上にひさし等をつけ、直接頭上等に落下しないようにする。</li> <li>3. モルタル塗り、ストレート、ステンレス等で燃えないようにする。</li> <li>4. ひびの入ったものは補修する。</li> <li>5. ガラスに紙等を張り補強する。</li> </ol>
公共建築物 及び一般ビル	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 耐震診断をする。</li> <li>2. カーテンウォール構造は落下しないか。</li> <li>3. 二方向避難ができるか。</li> <li>4. 非常用照明や避難誘導灯があるか。</li> <li>5. 防火扉は完全に作動するか。</li> <li>6. 非常用進入口があるか。</li> <li>7. 非常電源装置があるか。</li> <li>8. ガス管、給排水管は、老腐化していないか。</li> <li>9. エレベーター等の保守点検をする。</li> <li>10. 天上仕上材は落下しないか。</li> <li>11. 古いビル（旧建築基準法当時施行したもの）の階段室、エレベーターホール等の堅穴区画はあるか。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 古い鉄筋コンクリート造は耐震チェックをする必要がある。鉄骨造は、溶接やボルト締めについてチェックすること。</li> <li>2. 外壁パネルの取付状況、窓ガラスのパテが耐震性があるか。特にガラス面積の大きいものは、ガラスの破損を防ぐためガラス溝にクッション材を敷込み、シーリング材をてん充する。</li> <li>3. 階段等を2ヶ所以上設ける。</li> <li>4. 停電時、避難できるようバッテリーを設置する。</li> <li>5. 煙感知器で自動閉塞するものとする。また、防火扉の周囲には物品を置かないこと。</li> <li>6. はしご車で救助できる開口部を設ける。</li> <li>7. 停電時、発電機に切換え出来る設備が必要である。</li> <li>8. 耐震性があるかチェックする。古いものは取りかえる。</li> <li>9. 非常装置が適格に作動するかチェックする。</li> <li>10. 特に階段裏のモルタルやプラスターがはくりしないか補修する。</li> <li>11. ないものは防火区画とする。</li> </ol>

資料19-10 国・県指定等文化財地域別件数一覧

平成29年10月1日現在

区分	総計	国指定												国選定		国登録		県指定										国選択	県選択					
		国宝	重要文化財	重要民俗文化財		記念物								重要民俗文化財	重要保存技術	登録有形文化財	有形民俗文化財	登録記念物	県宝	県無形文化財	県民俗文化財		記念物											
				重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	計	特別史跡	特別天然記念物	特別天然記念物	史跡	名勝	天然記念物	重要伝統的建造物								民俗文化財	民俗文化財	民俗文化財	民俗文化財	民俗文化財	民俗文化財	民俗文化財			民俗文化財	民俗文化財	民俗文化財	民俗文化財	民俗文化財
県計	1,302	8	179	7	10	72	1	1	4	37	5	24	7	1	2	506	1	7	233	1	6	29	178	67	6	105	30	25						
市計	987	7	142	6	4	44	1	1	1	27	4	10	5	0	2	444	0	7	162	1	3	18	113	51	4	58	15	14						
郡計	335	1	37	1	6	26	0	0	1	13	1	11	2	1	0	62	1	0	72	0	3	16	59	20	2	37	24	24						
長野市	223	1	31			7				6		1	1			120		7	29			4	22	5	1	16	1							
松本市	111	1	16	3		5		1	1	3						47		18			1	15	4	2	9	3	2							
上田市	80	1	13	1		6				3		3				29		19				7	4		3	3	1							
岡谷市	31		2			1				1						23		3		1	1	0												
飯田市	54		8	1	1	3				2	1					10		9				13	5		8	3	6							
諏訪市	48	1	21			2				1		1				10		8				2	4	2		2								
須坂市	50					1					1					46						1	2	2		0								
小諸市	14		3			2				1		1				5		2				1	1	1										
伊那市	17		5			1				1						2		3				4	1		3		2							
駒ヶ根市	9		2			1					1							3				2			2	1								
中野市	19		1			1				1						7		2				7	6		1		1							
大町市	27	1	8			1						1						8			3	6	1		5									
飯山市	23		3		1	1						1		1				10			1	5	3		2		1							
茅野市	12	2				4	1			3								2			1	3	3											
塩尻市	36		6	1		1				1			2			17		7				2	1		1									
佐久市	81		11		1	3				2		1				40		13			1	11	8		3	1								
千曲市	65		7		1	2				1	1		1	1	1	31		17				3	2		1	2								
東御市	25		1			1				1			1			12		3	1	2		4	2		2									
安曇野市	62		4			1						1				45		6			2	2	1	1		1	1							
南佐久郡	15	0	1	0	0	4	0	0	0	3	0	1	0			0		0	0	1	2	6	0	1	5	1	0							
北佐久郡	23	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			11		3	0	0	1	5	1	0	4	0	0							
小県郡	17	1	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0			6		4	0	0	0	1	0	0	1	0	1							
諏訪郡	25	0	7	0	0	4	0	0	0	3	0	1	0			6	1	2	0	1	3	1	1	0	0	0	0							
上伊那郡	35	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0			2		15	0	0	0	13	6	0	7	0	1							
下伊那郡	66	0	7	0	5	5	0	0	0	1	0	4	0			2		10	0	0	4	4	1	0	3	21	8							
木曾郡	45	0	6	0	0	4	0	0	0	2	1	1	1	1		0		15	0	0	2	6	2	1	3	1	9							
東筑摩郡	21	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			5		6	0	0	1	4	3	0	1	0	0							
北安曇郡	25	0	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1			9		5	0	0	2	4	1	0	3	1	0							
埴科郡	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0		4	0	0	0	2	1	0	1	0	0							
上高井郡	15	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0			8		3	0	0	0	2	1	0	1	0	0							
下高井郡	20	0	1	0	1	3	0	0	0	1	0	2	0			7		2	0	0	0	5	1	0	4	0	1							
上水内郡	17	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0			6		2	0	1	0	6	2	0	4	0	1							
下水内郡	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0		1	0	0	1	0	0	0	0	0	3							
指定地域定めずor県内一円	28					5				2			3									14			14	8	1							
広域指定																																		
重複市町村数										4			2									6		8		10	20	17						
重複対象の物件数										2			1									1		4		5	3	3						

※文化財によっては重複市町村等があるため計が一致しない場合がある

【教育事務所別】

東信	255	2	34	1	1	18	0	0	0	12	0	6	1	0	0	103	0	0	44	1	3	5	35	16	1	18	5	2
南信	297	3	54	1	6	23	1	0	0	12	2	8	0	0	0	55	1	0	55	0	2	11	44	19	0	25	25	17
中信	327	2	47	4	0	13	0	1	2	6	1	3	4	1	0	123	0	0	65	0	0	11	39	13	4	22	6	12
北信	443	1	44	1	3	16	0	0	0	10	2	4	2	0	2	225	0	7	70	0	1	7	54	23	1	30	3	7



資料19-11 文化財の防火施設の設置状況

教育委員会

(平成29年10月1日現在)

地域別	名 称	所 在 地	設置してある防火設備等			
			自火報	消火設備	避雷設備	保存庫
東信	釈尊寺観音堂宮殿	小諸市	○	○	○	○
	旧小諸本陣	〃	○	○	○	
	白山社社殿	〃		○		
	小諸城大手門	〃	○	○	○	
	小諸城三之門	〃	○	○	○	
	駒形神社本殿	佐久市	○	○		○
	旧中込学校	〃	○	○	○	
	貞祥寺三重塔	〃	○	○	○	
	新海三社神社	〃	○	○	○	
	龍岡城跡	〃	○	○		
	井出家座敷	〃	○	○		
	真山家住宅	〃	○	○	○	
	八幡社	〃	○	○	○	
	貞祥寺惣門及び山門	〃	○	○	○	
	旧三笠ホテル	軽井沢町	○	○	○	
	真楽寺三重塔	御代田町	○	○	○	
	旧芦田宿本陣土屋家住宅	立科町	○	○		
	国分寺	上田市	○	○	○	
	前山寺	〃	○	○	○	
	中禅寺	〃	○	○	○	
	安楽寺	〃	○	○	○	○
	上田城	〃	○	○	○	
	西光寺阿弥陀堂	〃	○	○		
	生島足島神社	〃	○	○	○	
	法住寺虚空蔵堂	〃	○	○	○	
	文殊堂	〃	○	○		
	旧倉沢家住宅主屋及び客座敷	〃	○	○		
	旧常田館製糸場施設	〃	○	○	○	
	春原家住宅	東御市	○	○		
	旧和学校校舎	〃	○	○		
	西宮の歌舞伎舞台	〃	○	○		
	東町の歌舞伎舞台	〃	○	○		
大法寺	青木村	○	○	○		
日吉神社本殿	〃	○	○			
善光寺	長野市	○	○	○		
葛山落合神社	〃	○	○			
旧文武学校	〃	○	○	○		
大英寺	〃		○			
真田信之霊屋	〃	○	○	○		
林正寺本堂及び表門	〃		○	○		
真田信重霊屋	〃	○	○	○		
旧横田家住宅	〃	○	○			
真田信弘霊屋・表門	〃	○	○	○		
松代城跡附新御殿跡	〃	○	○	○		
戸隠神社信仰遺跡中社	〃	○	○			
戸隠神社信仰遺跡宝光社・奥社	〃	○				

地域別	名 称	所 在 地	設置してある防火設備等			
			自火報	消火設備	避雷設備	保存庫
北信	長 国 寺 開 山 堂	〃		○		
	旧 長 野 師 範 学 校 教 師 館	〃	○	○	○	
	旧 ダニエル・ノルマン 邸	〃	○	○	○	
	開 善 寺 経 藏	〃	○	○		
	熊 野 出 速 雄 神 社 本 殿	〃	○	○		
	南 方 神 社 本 殿	〃	○	○		○
	白 髯 神 社 本 殿	〃	○	○	○	○
	旧 前 島 家 住 宅	〃	○	○		
	健 御 名 方 神 社	飯 山 市	○	○	○	○
	白 山 神 社 本 殿	〃		○		○
	小 菅 神 社 奥 社 本 殿	〃		○		
	恵 瑞 禅 師 旧 宅 正 受 庵	〃	○	○		
	小 菅 の 護 摩 堂	〃		○		
	小 菅 の 講 堂	〃		○		
	小 菅 の 仁 王 門	〃		○		
	中 野 県 庁 跡	中 野 市	○	○		
	武 水 別 神 社 高 良 社 本 殿	千 曲 市		○	○	○
	智 識 寺 大 御 堂	〃	○	○		
	水 上 布 奈 山 神 社 本 殿	〃	○	○	○	○
	松 田 家 住 宅 主 屋 ・ 斎 館	〃		○		
	旧 格 致 学 校 校 舎	坂 城 町	○	○		
	浄 光 寺 薬 師 堂	小 布 施 町	○	○	○	
	佐 野 神 社 本 殿	山 ノ 内 町		○		○
	小 林 一 茶 旧 宅	信 濃 町	○	○	○	
高 山 寺 三 重 塔	小 川 村	○	○	○		
阿 部 家 住 宅	栄 村		○			
中信	松 本 城	松 本 市	○	○	○	
	筑 摩 神 社	〃	○	○		
	旧 開 智 学 校	〃	○	○	○	
	若 宮 八 幡 社 本 殿	〃	○	○		
	旧 松 本 高 等 学 校 本 館 及 び 講 堂	〃	○	○	○	
	旧 長 野 地 方 裁 判 所 松 本 支 部 庁 舎	〃	○	○		
	橋 倉 家 住 宅	〃	○	○		
	旧 山 辺 学 校 校 舎	〃	○	○	○	
	馬 場 家 住 宅	〃	○	○	○	
	大 宮 熱 田 神 社 本 殿	〃	○	○	○	
	大 宮 熱 田 神 社 若 宮 八 幡 宮 本 殿	〃	○	○		○
	田 村 堂	〃	○	○		○
	旧 松 本 カ ト リ ッ ク 教 会 司 祭 館	〃	○	○		
	旧 念 来 寺 鐘 楼	〃		○		
	仁 科 神 明 宮	大 町 市	○	○	○	○
	若 一 王 子 神 社	〃	○	○	○	
	盛 蓮 寺 観 音 堂	〃	○	○		
	天 正 寺 三 重 小 塔	〃	○	○		○
	靈 松 寺 山 門	〃	○	○	○	
	旧 中 村 家 住 宅	〃	○	○	○	
小 松 家 住 宅	塩 尻 市	○	○			
堀 内 家 住 宅	〃	○	○			

地域別	名 称	所 在 地	設置してある防火設備等			
			自火報	消火設備	避雷設備	保存庫
	嶋 崎 家 住 宅	〃	○	○		
	小 野 家 住 宅	〃	○	○		
	小 野 神 社	〃		○		
	釜 井 庵	〃	○	○		
	北 熊 井 諏 訪 社 本 殿	〃		○		○
	深 沢 家 住 宅	〃	○	○		
	手 塚 家 住 宅	〃	○	○		
	法 蔵 寺 山 門	安 曇 野 市		○		
	松 尾 寺	〃	○	○	○	
	曾 根 原 家 住 宅	〃	○	○	○	
	光 久 寺 薬 師 堂	〃		○		
長 光 寺 薬 師 堂	〃		○			
中信	林 家 住 宅	南 木 曾 町	○	○		
	藤 原 家 住 宅	〃	○	○		
	読 書 発 電 所	〃	○	○		
	旧御料局名古屋支庁妻籠出張所庁舎	〃	○	○		
	園 原 家 住 宅	〃		○		
	山 下 家 住 宅	木 曾 町	○	○		
	定 勝 寺	大 桑 村	○	○	○	
	白 山 神 社	〃	○	○	○	○
	池 口 寺 薬 師 堂	〃	○	○		
	神 明 社	麻 績 村	○	○		
	光 輪 寺 薬 師 堂	朝 日 村	○	○		
	神 明 社	白 馬 村	○	○	○	○
	大 宮 諏 訪 神 社 本 殿	小 谷 村		○		○
旧 千 国 家 住 宅	〃	○	○	○		
南信	旧 渡 辺 家 住 宅	岡 谷 市	○	○		
	旧 林 家 住 宅	〃	○	○	○	
	諏 訪 大 社 上 社	諏 訪 市	○	○	○	
	片 倉 館 浴 場 ・ 会 館 ・ 渡 廊 下	〃	○	○	○	
	白 岩 観 音 堂	茅 野 市	○	○		
	光 前 寺	駒 ヶ 根 市	○	○	○	
	旧 竹 村 家 住 宅	〃	○	○	○	
	諏 訪 大 社 下 社 ( 秋 宮 )	下 諏 訪 町	○	○	○	
	〃 ( 春 宮 )	〃	○	○	○	
	諏 訪 社	富 士 見 町	○	○	○	
	遠 照 寺 釈 迦 堂	伊 那 市	○	○	○	
	熱 田 神 社 本 殿	〃	○	○	○	○
	旧 馬 島 家 住 宅	〃	○	○		
	矢 彦 神 社	辰 野 町		○		
	旧小野家住宅主屋及び土蔵	〃	○	○		
	旧 新 井 家 住 宅	宮 田 村	○	○		
	伊 那 県 庁 ( 飯 島 陣 屋 )	飯 島 町	○	○		
	旧 小 笠 原 家 書 院	飯 田 市	○	○	○	
	開 善 寺 山 門	〃		○		
	白 山 社 奥 社 本 殿	〃		○		
旧 座 光 寺 麻 績 学 校 校 舎	〃	○	○			
下 黒 田 の 舞 台	〃	○	○			

地域別	名 称	所 在 地	設置してある防火設備等			
			自火報	消火設備	避雷設備	保存庫
	竹ノ内家住宅	高森町	○	○		
	白髭神社本殿	〃	○	○		○
	安布知神社本殿及び拝殿	阿智村	○	○		○
	八幡神社	阿南町	○	○		○
	大山田神社	下條村	○	○		○
	諏訪社	泰阜村	○	○		○
	福德寺本堂	大鹿村	○	○	○	
	松下家住宅	〃		○		

## 資料 19-12 災害時における建築物災害応急活動の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県（以下「甲」という。）と社団法人長野県建築士会（以下「乙」という。）との間における長野県地域防災計画に基づく災害時の建築物災害応急活動に関する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「判定士」とは、長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第2条第2項に定める応急危険度判定士のうち県及び市町村等の職員を除く民間の者をいう。

(建築物災害応急活動の内容)

第3条 建築物災害応急活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災建築物の応急危険度判定の実施
- (2) その他災害の応急活動に必要な事項

(協力依頼)

第4条 甲は、被災市町村からの派遣要請に基づき判定士の参集を求めるときは、乙に協力を依頼することができる。

2 甲は、前項の規定による依頼をするときは、口頭又は電話等により行い、後日、速やかに文書により依頼するものとする。

3 乙は、第1項の規定による依頼があったときは、判定士に対して、甲の依頼内容を速やかに伝えるとともに、建築物災害応急活動について協力を求めるものとする。

4 乙は、第1項の規定による求めに応じることが可能な判定士を取りまとめ、速やかに甲に報告するものとする。

(判定士の派遣)

第5条 甲が派遣要請のあった被災市町村に判定士を派遣するときは、乙は、判定士の班編成や現場での作業の遂行等について甲に協力するものとする。

(協力体制)

第6条 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲は、判定士の承諾を得た上で登録者名簿を乙に交付し、登録者名簿に変更があったときは、遅滞なくその内容を乙に通知するものとする。

3 乙は、判定士に対して甲の依頼内容を円滑に伝達するための連絡網を整備し、甲に報告するものとする。連絡網の内容に変更があったときも、同様とする。

4 甲及び乙は、この協定に基づく建築物災害応急活動が円滑に行われるよう、

随時、必要な協議を行うものとする。

(訓練等)

第7条 甲が、被災建築物の応急危険度判定の実施に関して訓練等を行うときは、乙はこれに協力するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

附 則

この協定は、平成24年1月18日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年1月18日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692の2

長野県知事 阿 部 守 一

乙 長野県長野市妻科426の1

社団法人 長野県建築士会

会 長 関 邦 則

## 資料 19-13 災害時等の応急対策業務に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県瓦事業組合連合会（以下「乙」という。）とは、災害時等の応急対策業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、武力攻撃事態等及び緊急対処事態、その他の災害時（以下「災害時等」という。）において、災害救助法を適用し、甲が乙の協力を得て、応急対策業務の必要があると認められるときに、その実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（応急対策業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は次のとおりとする。

- (1) 被災住宅の瓦屋根の損壊箇所の把握及び応急措置
- (2) その他甲が必要と認める業務

（協力要請の方法）

第3条 甲は、前条の応急対策業務にかかわる応援を必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請する。

ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を要請する応急業務内容
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 前各号に定めるもののほか必要な事項

（応急業務の実施）

第4条 乙は、第3条の規定に基づく要請が甲からあったときは、可能な範囲において組合員をして応急業務を実施させるものとし、その組合員を甲に報告するものとする。

（報告）

第5条 組合員は、第3条の要請事項を完了した時は、甲に対して次に掲げる事項を文書により速やかに報告するものとする。

- (1) 実施した業務の内容、人員及び期間
- (2) 前号に定めるもののほか必要な事項

（費用）

第6条 甲の要請に基づき、組合員が実施した応急対策業務に要した費用は、組合員の請求後速やかに甲が支払うものとする。

ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

2 甲と組合員とは、長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の規定に基づく手続きにより、速やかに応急業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

（補償）

第7条 応急対策業務に従事した組合員の従業員が、当該応急対策業務の実施により負傷又は死亡した場合の災害補償については、組合員の責任において行うものとする。

2 応急対策業務に従事した組合員が第三者に損害をあたえた場合の補償は、組合員の責任において行うものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定の締結期間）

第10条 この協定の締結期間は、平成20年7月24日から平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年 7月24日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 長野県松本市宮沢1-4-39  
長野県瓦事業組合連合会  
理事長 谷崎 公威

## 資料 19-14 災害時等の応急対策業務に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と社団法人長野県管工事設備工業協会（以下「乙」という。）とは、災害時等の応急対策業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、武力攻撃事態等及び緊急対処事態、その他の災害時（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の協力を得て、応急対策業務の必要があると認められるときに、その実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

### （応急対策業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は次のとおりとする。

（1）甲が管理する公共施設のうち、避難所として使用する施設の空調等配管にかかる損壊箇所の把握及び応急措置

（2）甲が管理する公共施設のうち、災害拠点となる合同庁舎の空調等配管にかかる損壊箇所の把握及び応急措置

（3）その他甲が必要と認める業務

### （協力要請の方法）

第3条 甲は、前条の応急対策業務にかかわる応援を必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請する。

ただし、緊急を要するときには口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（1）災害の状況及び応援を要請する理由

（2）応援を要請する応急業務内容

（3）応援を必要とする日時、場所及び期間

（4）前各号に定めるもののほか必要な事項

### （応急業務の実施）

第4条 乙は、第3条の規定に基づく要請が甲からあったときは、可能な範囲において協会員（以下「会員」という。）をして応急業務を実施させるものとし、その会員を甲に報告するものとする。

### （報告）

第5条 会員は、第3条の要請事項を完了した時は、甲に対して次に掲げる事項を文書により速やかに報告するものとする。

（1）実施した業務の内容、人員及び期間

（2）前号に定めるもののほか必要な事項

### （費用）

第6条 甲の要請に基づき、会員が実施した応急対策業務に要した費用は、会員の請求後速やかに甲が支払うものとする。

ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

2 甲と会員とは、長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の規定に基づく手続きにより、速やかに応急業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

### （補償）

第7条 応急対策業務に従事した会員の従業員が、当該応急対策業務の実施により負傷又は死亡した場合の災害補償については、会員の責任において行うものとする。

2 応急対策業務に従事した会員が第三者に損害をあたえた場合の補償は、会員の責任において行うものとする。

### （情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

### （協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

### （協定の締結期間）

第10条 この協定の締結期間は、平成20年7月24日から平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年 7月24日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 長野県長野市大字中御所字岡田86-5  
社団法人 長野県管工事設備工業協会  
会 長 森 正一



## 資料 20-1 道路施設の現況

(建設部)

### 1 国土交通省長野国道事務所所管

(平成25年4月1日現在)

路線名	区 間	延長 (km)	路線内訳		橋梁	
			舗装 (km)	砂利道 (km)	永久橋数	木橋数
18	北佐久郡軽井沢町大字軽井沢～ 上水内郡信濃町赤川	129.0	129.0	0	134	0
19	長野市西尾張部～ 塩尻市広丘高出	93.9	93.9	0	90	0
20	塩尻市広丘高出～ 諏訪郡富士見町下葛木	57.4	57.4	0	110	0
141	小諸市柏木大道～ 小諸市西原青木	4.2	4.2	0	1	0
中部横断	小諸市大字御影新田～ 佐久市伴野	8.1	8.1	0	8	0
計		292.5	292.5	0	343	

### 2 国土交通省飯田国道事務所所管

(平成25年4月1日現在)

路線名	区 間	延長 (km)	路 線 内 訳		橋 梁	
			舗装 (km)	砂利道 (km)	永久橋数	木橋数
19	木曾郡南木曾町田立～ 塩尻市広丘高出字和手	83.1	83.1	0	115	0
153	下伊那郡根羽村(愛知県境)～ 飯田市鼎東鼎	51.1	51.1	0	77	0
474	飯田市山本～ 飯田市上村西山	12.6	12.6	0	21	0
計		146.8	146.8	0	213	0

### 3 県所管

(平成27年4月1日現在)

道路の種類	路線数	実延長 (km)	路 線 内 訳		橋 梁	
			舗装 (km)	砂利道 (km)	永久橋数	木橋数
一般国道	23	1,235.6	1,220.1	15.5	1,098	0
主要地方道	82	1,595.9	1,585.9	10.0	1,239	0
一般県道	319	2,333.9	2,254.8	79.1	1,479	6
計	424	5,165.4	5,060.8	104.6	3,816	6

## 資料 20-2 道路災害防除事業計画

### 落石等要対策箇所

(1) 平成 8,9 年度道路防災点検進捗率表

県管理道路

区分 路線	全体	H26 まで	H27 まで		H28(予定)		H29 以降残
	対策必要箇所	対策済箇所数	対策済箇所数	進捗率	対策済箇所数	進捗率	箇所数
一般国道	534	307	16	60.5%	19	64.0%	192
主要地方道	783	420	14	55.4%	10	56.7%	339
一般県道	1,073	372	22	36.7%	11	37.7%	668
計	2,390	1,099	52	48.2%	40	49.8%	1,199

(2) 平成 17 年 5 月実施 法面緊急点検箇所表

県管理道路

区分 路線	要対策箇所数		緊急対策 必要箇所数	恒久対策 必要箇所数
		内既設 施設有		
一般国道	151	85	41	140
主要地方道	266	185	101	232
一般県道	254	121	73	238
計	671	391	215	610

(3) 平成 19 年 5 月実施 モルタル吹付緊急点検 要対策箇所数 89 箇所

(4) 平成 19 年 8 月実施 法面緊急点検 要対策箇所数 130 箇所

(5) 平成 22 年 7 月実施 老朽化吹付法面調査 調査箇所数 759 箇所

(6) 落石発生箇所、路肩危険箇所

(7) 平成 25 年 6 月公表 道路施設の長寿命化修繕計画策定

施設名	ランク I	ランク II	ランク III	合計
トンネル	43	29	12	84
緊急輸送路 吹付法面	56	74	356	486
ロックシェッド スノーシェッド	3	6	59	68
計	102	109	427	638

※ランク I は概ね 5 年、ランク II は 10 年、ランク III は 15 年以内に補修を実施予定

資料 20-3 道路通行規制区間及び規制基準

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

1 高速道路

路線名	区 間	「通行止」規制基準
中央自動車道	中央自動車道全区間 (岐阜県境～山梨県境)	岐阜県境～伊北 I C 連続雨量 260mm 連続雨量 200mm + 時間 30mm 伊北 I C～諏訪 I C 連続雨量 210mm 連続雨量 150mm + 時間 25mm 諏訪 I C～山梨県境 連続雨量 170mm 連続雨量 140mm + 時間 25mm
長野自動車道	長野自動車道全区間 (岡谷 J C T～更埴 J C T)	岡谷 J C T～塩尻 I C 連続雨量 210mm 連続雨量 150mm + 時間 25mm 塩尻 I C～塩尻北 I C 連続雨量 180mm 連続雨量 130mm + 時間 25mm 安曇野 I C～麻績 I C 連続雨量 120mm 連続雨量 80mm + 時間 30mm 麻績 I C～更埴 I C 連続雨量 150mm 連続雨量 120mm + 時間 25mm 更埴 I C～更埴 J C T 連続雨量 130mm 連続雨量 90mm + 時間 25mm
中部横断道	佐久小諸 J C T～小諸御影	連続雨量 110mm + 時間 30mm
上信越自動車道	上信越自動車道全区間 (群馬県境～新潟県境)	群馬県境～佐久 I C 連続雨量 190mm 連続雨量 110mm + 時間 40mm 佐久 I C～坂城 I C 連続雨量 140mm 連続雨量 110mm + 時間 30mm 坂城 I C～信州中野 I C 連続雨量 130mm 連続雨量 90mm + 時間 25mm 信州中野 I C～信濃町 I C 連続雨量 110mm 連続雨量 70mm + 時間 30mm 信濃町 I C～新潟県境 I C 連続雨量 130mm 連続雨量 110mm + 時間 35mm

2 一般国道 (指定区間)

路線名	国道事務所名	規制区間	延長 (km)	規制条件
18	長野国道	長野市豊野町川谷～上水内郡飯綱町倉井	2.0	連続雨量 150mm
19	飯田国道	中津川市山口～木曾郡南木曾町読書	6.5	連続雨量 150mm
19	飯田国道	木曾郡木祖村藪原	1.1	連続雨量 170mm 又は雪崩の発生が予測された時
19	長野国道	東筑摩郡生坂村池沢～長野市大岡甲	17.7	連続雨量 130mm
19	長野国道	長野市信州新町日名～長野市信州新町大原	2.3	連続雨量 130mm
19	長野国道	長野市信州新町杖突～長野市七二会笹平	8.7	連続雨量 130mm

19	長野国道	長野市篠ノ井秋古～長野市小市	3.5	連続雨量 130mm
20	長野国道	諏訪郡富士見町下蔦木～諏訪郡富士見町富士見	7.7	連続雨量 150mm

### 3 一般国道（指定区間外）

路線名	担当事務所名	規制区間			規制基準値 (mm)	
					通行注意	通行止
		自 至	延長 (km)	時間雨量 連続雨量	時間雨量 連続雨量	
151号	飯田	下伊那郡阿南町見名トンネル 下伊那郡阿南町新野(愛知県境)	17.4	20mm 80	25mm 100	
256号	飯田	下伊那郡阿智村清内路七々平(茶屋下) 下伊那郡阿智村駒場(国道153号交点)	12.0	20 80	25 100	
418号	飯田	下伊那郡平谷村五軒小屋(岐阜県境) 下伊那郡天龍村平岡(飯田富山佐久間線交点)	39.7	20 80	25 100	
158号	松本	松本市安曇安房峠(岐阜県境) 松本市安曇湯川渡	14.2	5	20 80 15分10mm	
148号	大町	北安曇郡白馬村北城(千国北城線交点) 北安曇郡小谷村中小谷(奉納中土停車場線交点)	10.9	25 80	40 130	
148号	大町	北安曇郡小谷村中小谷 北安曇郡小谷村北小谷下寺	6.6	20 70	25 100	
148号	大町	北安曇郡小谷村北小谷下寺 北安曇郡小谷村北小谷国界橋(新潟県境)	3.2	15 60	20 80	
406号	大町	北安曇郡白馬村北城大出 北安曇郡白馬村神城(上水内郡境)	11.4	10 40	15 80	
292号	北信	下高井郡山ノ内町平穏(渋峠) 下高井郡山ノ内町上林	22.4	100	25 150	
406号	長野	上水内郡小川村季平(北安曇郡境) 長野市鬼無里	12.0	10 40	15 80	
406号	長野	長野市鬼無里 長野市戸隠祖山字砂田	7.4	10 40	15 80	
406号	長野	長野市戸隠祖山字砂田 長野市茂菅裾花橋	8.6	10 40	15 80	
292号	北信	飯山市硫黄 飯山市富倉(新潟県境)	9.3	20 80	25 100	
403号	北信	下高井郡木島平村千の平 下高井郡木島平村滝見橋	0.6	15 60	20 80	

### 4 主要地方道

路線名	担当事務所名	規制区間			規制基準値 (mm)	
					通行注意	通行止
		自 至	延長 (km)	時間雨量 連続雨量	時間雨量 連続雨量	
川上佐久線	佐久	南佐久郡川上村大深山(梓山海ノ口線交点) 南佐久郡南相木村立原	10.4	10mm 60	15mm 80	
美ヶ原公園沖線	上田	上田市武石武石峠 上田市武石巢栗	10.2	20 80	25 100	
松本和田線	上田	小県郡長和町和田扉峠 小県郡長和町唐沢(国道142号交点)	8.6	15 60	20 80	
長野上田線	上田	上田市下半過(上田市境) 上田市山口	2.5	15 40	20 60	
駒ヶ根駒ヶ岳公園線	伊那	上伊那郡宮田村黒川山(新太田切発電所前) 上伊那郡宮田村帰命山(しらび平)	10.5	10 40	20 80	

飯田富山佐久間線	飯 田	飯田市毛呂窪 下伊那郡天龍村平岡早木戸 (国道418号交点)	29.2	20 80	25 100
飯田南木曾線	飯 田	飯田市上飯田大平峠 飯田市市ノ瀬橋	13.0	10 60	20 80

路 線 名	担当事務所名	規 制 区 間		規制基準値 (mm)	
				通行注意	通行止
		自 至	延長 (km)	時間雨量 連続雨量	時間雨量 連続雨量
阿南根羽線	飯 田	下伊那郡阿南町落合 (国道151号交点) 下伊那郡根羽村黒地 (設楽根羽線交点)	32.9	20 80	25 100
天竜公園阿智線	飯 田	下伊那郡泰阜村唐笠 下伊那郡泰阜村峠田 (飯田富山佐久間線交点)	3.5	20 80	25 100
飯田南木曾線	木 曾	木曾郡南木曾町大平峠 (郡境) 木曾郡南木曾町幸助	6.9	20 80	25 100
開田三岳福島線	木 曾	木曾郡木曾町開田高原管沢 木曾郡木曾町三岳羽入	11.0	20 80	25 100
上高地公園線	松 本	松本市安曇上高地 松本市安曇中の湯	6.3	5	20 80
奈川木祖線	松 本	松本市奈川寄合渡 松本市奈川境峠	6.1	5	20 80
奈川野麦高根線	松 本	松本市奈川川浦 松本市奈川野麦峠	6.1	5	20 80
松本和田線	松 本	松本市入山辺 小県郡長和町和田扉峠	6.8	10 40	15 60
乗鞍岳線	松 本	松本市安曇乗鞍岳山頂 松本市安曇国民休暇村	17.5	5	20 80
扇沢大町線	大 町	大町市平扇沢 大町市平日向山	6.3	25 80	30 130
豊野南志賀公園線	須 坂	上高井郡高山村奥山田 (山田温泉) 上高井郡高山村奥山田 (山田牧場)	8.1	15 60	20 80
豊野南志賀公園線	須 坂	上高井郡高山村奥山田 (山田牧場) 上高井郡高山村奥山田 (郡境)	5.7	20 80	25 100
豊野南志賀公園線	北 信	下高井郡山ノ内町佐野 (郡境) 下高井郡山ノ内町平穏 (坊平)	3.5	20 80	25 100
長野菅平線	長 野	長野市若穂保科字持者 上田市真田町長 (長野市境)	5.4	10 40	15 80

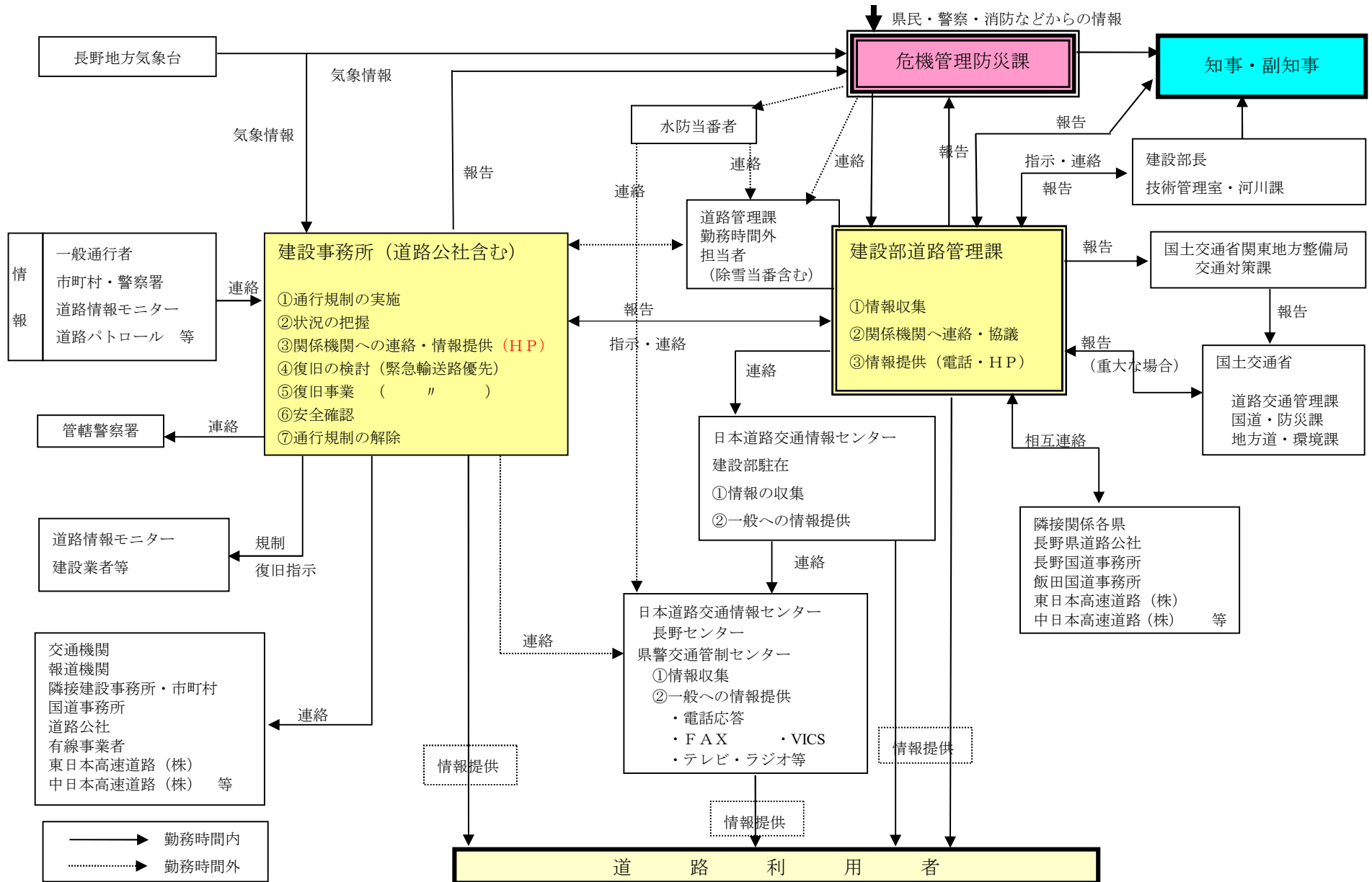
5 一般県道

路 線 名	担当事務所名	規 制 区 間		規制基準値 (mm)	
				通行注意	通行止
		自 至	延長 (km)	時間雨量 連続雨量	時間雨量 連続雨量
上野小海線	佐 久	南佐久郡北相木村三寸木 (群馬県境) 南佐久郡北相木村大桑 (大桑橋)	7.4	10mm 60	15mm 80
栗尾見上線	佐 久	南佐久郡南相木村上栗尾 (栗生橋) 南佐久郡南相木村あく平 (ひのへ橋)	2.3	10 60	15 80
美ヶ原和田線	上 田	小県郡長和町和田山本小屋下 小県郡長和町和田野々入	8.6	20 80	25 100
美ヶ原公園西内線	上 田	上田市武石白樺平上 上田市武石栗巢 (美ヶ原公園沖線交点)	12.0	15 40	20 60

八島高原線	諏訪	諏訪郡下諏訪町東俣（霧ヶ峰東餅屋線交点） 諏訪郡下諏訪町大平	5.7	10 50	20 80
-------	----	-----------------------------------	-----	----------	----------

路線名	担当事務所名	規制区間	延長 (km)	規制基準値 (mm)	
				通行注意	通行止
		自至 郡市 町村字 町村字		時間雨量 連続雨量	時間雨量 連続雨量
霧ヶ峰東餅屋線	諏訪	諏訪郡下諏訪町八島駐車場入口 小県郡長和町和田峠	5.0		20mm 80
深沢阿南線	飯田	下伊那郡阿智村浪合深沢（国道153号交点） 下伊那郡阿南町落合（国道151号交点）	18.0	20 80	25 100
上飯田線	飯田	飯田市上村伊藤（国道152号交点） 下伊那郡喬木村氏乗	19.8	10 60	20 80
為栗和合線	飯田	下伊那郡天龍村大輪（飯田富山佐久間線交点） 下伊那郡阿南町和知野（国道151号交点）	7.4	10 60	20 80
御岳王滝黒沢線	木曾	木曾郡王滝村新大又橋 木曾郡木曾町三岳和田（木曾御岳CC入口）	6.3	20 80	25 100
上生坂信濃松川（停）線	松本	東筑摩郡生坂村（国道19号交点） 東筑摩郡生坂村上生坂	0.8		130
白骨温泉線	松本	松本市安曇湯川渡 松本市安曇白骨温泉	5.1	5	15 60
槍ヶ岳矢村線	安曇野	安曇野市穂高中房 安曇野市有明宮城	12.8	20 60	25 80
白馬岳線	大町	北安曇郡白馬村北城二股 北安曇郡白馬村北城猿倉	5.1	15 50	20 80
五味池高原線	須坂	須坂市豊丘乳山（五味池） 須坂市上原	12.9	10 40	15 60
角間中野線	北信	下高井郡山ノ内町戸狩箱山（戸狩集落入口） 中野市中野松崎（国道403号交点）	1.3	15 60	20 80
奥志賀公園線	北信	下高井郡山ノ内町夜間瀬（大洞沢） 下高井郡山ノ内町平穏（蓮池）	13.6	20 80	25 100
奥志賀公園栄線	北信	下高井郡山ノ内町夜間瀬（除ヶ） 下高井郡山ノ内町平穏（郡境）	5.5	20 60	25 80
箕作飯山線	北信	下高井郡野沢温泉村明石 下高井郡野沢温泉村東大滝	1.5	15 60	20 80
箕作飯山線	北信	下水内郡栄村白鳥 飯山市西大滝	0.8	20 80	25 100
箕作飯山線	北信	飯山市和水 飯山市上境（上境橋）	2.7	20 80	25 100
箕作飯山線	北信	飯山市上境（湯滝橋） 飯山市常郷戸狩字霧山	3.3	20 80	25 100
奥志賀公園栄線	北信	下高井郡木島平村大字上木島（山ノ内町境） 下水内郡栄村大字堺字霧山	47.5	20 60	25 80

資料 20-4 長野県の道路通行規制, 道路情報等連絡系統図



## 資料 20-5 災害時における応急対策業務に関する基本協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、長野県地域防災計画に基づき災害発生時における長野県が管理する公共施設の応急対策業務に関して、長野県知事（以下「甲」という。）が（別添1の建設業関係団体の長）（以下「乙」という。）に協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し、長野県単独では十分な応急対策業務が実施できない場合において、乙に応急対策業務の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し速やかに協力するものとする。

3 甲は、乙以外の関係団体又は建設業者に対しても必要と認めた場合には、応急対策業務の協力を要請することができるものとする。

(費用負担)

第3条 乙が実施する応急対策業務の費用は、甲が負担する。

(損害補償)

第4条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、甲から従事命令が発せられ、第2条の規定により応急対策業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなった場合は、災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する条例（昭和38年長野県条例第9号）を適用し、これを補償するものとする。

(協議)

第5条 この協定を実施するための細目については、甲の各地方事務所長と乙の各支部長等が協議して定めるものとする。

2 この協定に定めない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は協議して定めるものとする。

(適用)

第6条 この協定は、平成9年8月22日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。  
平成9年8月22日

甲 長野県知事

乙 (別添1の建設業関係団体の長)

### 別添1 基本協定先の団体一覧

関係団体名	所在地
社団法人長野県建設業協会	長野市南石堂町1230
部落解放同盟長野県建設協会	長野市妻科419



## 資料21 ダムの現況（堤高15m以上）

ダムの型式は、次の略字で記載 A:アーチ E:アースフィル G:コンクリート重力 R:ロックフィル  
 ダムの目的は、次の略字で記載 F:洪水調節又は防災 N:流水の正常な機能の維持 W:水道用水 I:工業用水 P:発電 A:かんがい

### 1 中部電力株式会社(飯田支店管内)

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積(km2)	堤高(m)	堤頂長(m)	貯水容量(千m3)		計画高水流量(m3/s)	洪水調節(m3/s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
天竜川	天竜川	泰阜	G	P	2,980	50.0	143.0	10,761	1,553	5,800	-	-	下伊那郡泰阜村 下伊那郡阿南町	
天竜川	売木川	岩倉	G	P	8.8	25.0	100.6	435	408	-	-	-	下伊那郡売木村	
天竜川	天竜川	平岡	G	P	3,650	62.5	258.0	42,425	4,829	8,400	-	-	下伊那郡天龍村	

### 2 関西電力株式会社(東海支社管内)

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積(km2)	堤高(m)	堤頂長(m)	貯水容量(千m3)		計画高水流量(m3/s)	洪水調節(m3/s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
木曾川	王滝川	三浦	G	P	直接 69.4 間接 4.0	83.2	290.0	62,216	61,600	460	-	-	木曾郡王滝村	
木曾川	王滝川	王滝川	G	P	114.2	18.2	80.0	589	209	1,400	-	-	木曾郡王滝村	
木曾川	王滝川	常盤	G	P	553.7	24.1	111.9	1,288	664	2,000	-	-	木曾郡木曾町	
木曾川	王滝川	木曾	G	P	553.7	35.2	132.5	4,367	1,844	2,300	-	-	木曾郡木曾町	
木曾川	木曾川	読書	G	P	1,341.8	32.1	293.8	4,358	2,677	4,120	-	-	木曾郡大桑村	
木曾川	木曾川	山口	G	P	1,534.5	38.6	181.4	3,484	1,264	4,700	-	-	木曾郡南木曾町	
木曾川	伊那川	伊奈川	G	P	54	43.0	105.0	803	505	870	-	-	木曾郡大桑村	

### 3 東京電力株式会社(松本電力所管内)

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積(km2)	堤高(m)	堤頂長(m)	貯水容量(千m3)		計画高水流量(m3/s)	洪水調節(m3/s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
信濃川	犀川	生坂	G	P	2,262	19.5	108.4	3,110	1,328	3,330	-	-	東筑摩郡生坂村	
信濃川	犀川	平	G	P	2,467	19.5	87.8	3,033	1,273	3,620	-	-	長野市大岡	
信濃川	犀川	水内	G	P	2,620	25.3	185.2	4,248	1,220	4,200	-	-	長野市信州新町	
信濃川	犀川	笹平	G	P	2,760	19.3	113.3	2,755	493	4,050	-	-	長野市七二会	
信濃川	犀川	小田切	G	P	2,787	21.3	143.0	2,546	1,290	4,089	-	-	長野市塩生	
信濃川	セバ谷川	セバ谷	G	P	151.36	22.7	42.4	58.3	51.5	50	-	-	松本市安曇	
信濃川	犀川	奈川渡	A	P	380.5	155.0	355.5	123,000	94,000	1,500	-	-	松本市安曇～奈川	
信濃川	犀川	水殿	A	P	431	95.5	343.3	15,100	4,000	1,700	-	-	松本市安曇	
信濃川	犀川	稲核	A	P	444.9	60.0	192.8	10,700	6,100	1,800	-	-	松本市安曇	
信濃川	高瀬川	高瀬	R	P	131	176.0	362.0	76,200	16,200	1,400	-	-	大町市平	
信濃川	高瀬川	七倉	R	P	150	125.0	340.0	32,500	16,200	1,600	-	-	大町市平	

### 4 東京電力株式会社(群馬支店管内)

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積(km2)	堤高(m)	堤頂長(m)	貯水容量(千m3)		計画高水流量(m3/s)	洪水調節(m3/s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
信濃川	南相木川	南相木	R	P	6.2	136.0	444.0	19,170	12,670	280	-	-	南佐久郡南相木村	

### 5 独立行政法人水資源機構(中部支社)

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積(km2)	堤高(m)	堤頂長(m)	貯水容量(千m3)		計画高水流量(m3/s)	洪水調節(m3/s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
木曾川	王滝川	牧尾	R	P.A.W.I	304	105.0	264.0	75,000	68,000	3,200 (計画洪水流量)	-	-	木曾郡王滝村 木曾郡木曾町	
木曾川	木曾川	味噌川	R	F.N.P.W.I	55.1	140.0	447.0	61,000	55,000	650	600 (585)	50 (65)	木曾郡木祖村	( )は貯水位がELH20.7mを越えた場合

### 6 国土交通省(中部地方整備局)

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積(km2)	堤高(m)	堤頂長(m)	貯水容量(千m3)		計画高水流量(m3/s)	洪水調節(m3/s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
天竜川	三峰川	美和 (再開発)	G	F.P.N (F.N.I.P)	311	69.1	367.5	29,952 (34,300)	20,745 (25,100)	1,200 (720)	700 (420)	500 (300)	伊那市	平成元年から再開発
天竜川	小渋川	小渋	A	F.P.A	288	105.0	293.3	58,000	37,100	1,500	1,000	500	上伊那郡中川村 下伊那郡松川町	
天竜川	三峰川	戸草	G	F.N	137	140.0	300.0	61,000	41,000	540	440	100	上伊那郡長谷村	計画中

7 国土交通省(北陸地方整備局)

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積(km2)	堤高(m)	堤頂長(m)	貯水容量(千m3)		計画高水流量(m3/s)	洪水調節(m3/s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
信濃川	高瀬川	大町	G	F.N	193	107.0	338.0	33,900	28,900	1,500	1,100	400	大町市大字平	

8 長野県

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積(km2)	堤高(m)	堤頂長(m)	貯水容量(千m3)		計画高水流量(m3/s)	洪水調節(m3/s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
信濃川	裾花川	裾花	A	F.W.P	250	83.0	211.2	15,000	10,000	1,180	660	520	長野市小鍋	
天竜川	松川	松川(再開発)	G	F.N.W	60	84.3	165.0	7,400(7,450)	5,400(6,400)	440	240	200	飯田市上飯田	平成2年から再開発
信濃川	湯川	湯川	G	F.N	147.2	50.0	53.0	3,400	2,700	610	190	420	北佐久郡御代田町	
信濃川	裾花川	奥裾花	G	F.W.P	65	59.0	170.0	5,400	3,300	410	220	190	長野市鬼無里	
信濃川	奈良井川	奈良井	R	F.N.W	46	60.0	180.8	8,000	6,400	350	230	120	塩尻市奈良井	
信濃川	抜井川	古谷	G	F.N	13	48.5	162.0	2,200	1,800	160	110	50	南佐久郡佐久穂町	
信濃川	内村川	内村	G	F.N.W	13	51.3	265.0	2,000	1,600	170	133	37	上田市鹿教湯温泉	
天竜川	横川	横川	G	F.N	38.8	41.0	282.0	1,860	1,570	210	100	110	上伊那郡辰野町	
天竜川	松川	片桐	G	F.N.W	15.1	59.2	250.0	1,840	1,310	210	94	116	下伊那郡松川町	
天竜川	沢川	箕輪	G	F.N.W	38.2	72.0	297.5	9,500	8,300	280	230	50	上伊那郡箕輪町	
信濃川	灰野川	豊丘	G	F.N.W	13.1	81.0	238.0	2,580	2,120	120	90	30	須坂市豊丘	
信濃川	金原川	金原	R	F.N.W	3.15	36.5	224.0	388	277	15	12.5	2.5	東御市和	
信濃川	水上沢川	水上	G	F.N.W	2.29	38.0	171.5	276	195	16	13	3	松本市中川	
信濃川	宮川	北山	G	F.N.W	1.25	43.0	109.0	213	186	14	12	2	東筑摩郡麻績村	
信濃川	余地川	余地	G	F.N.W	2.52	42.0	147.0	523	397	20	10	10	南佐久郡佐久穂町	
信濃川	小仁熊川	小仁熊	G	F.N.W	20.0 直接 4.9 間接 15.9	36.5	99.0	1,930	1,610	110	101	9	東筑摩郡筑北村	
信濃川	浅川	浅川	G	F	15.2	53.0	165.0	1,100	1,060	130	100	30	長野市浅川	
信濃川	角間川	角間	G	F.N.W	24.1	70.0	173.0	2,610	2,360	360	130	230	下高井郡山ノ内町	計画中
天竜川	上川	蓼科	R	F.N	—22.05 直接 5.05 間接 17.00	46.0	850.0	3,150	3,030	250	140	110	茅野市大字豊平	
信濃川	黒沢川	黒沢	G	F.N.W	5.4	61.5	172.0	743	630	49	35	14	安曇野市三郷	
天竜川	駒沢川	駒沢	G	F.N.W	1.39	47.5	141.0	540	490	52	16	30	上伊那郡辰野町	

9 長野県企業局

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積(km2)	堤高(m)	堤頂長(m)	貯水容量(千m3)		計画高水流量(m3/s)	洪水調節(m3/s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
天竜川	三峰川	高遠	G	P.A	直接 377 間接 61	30.9	76.1	2,310	500	1,500	-	-	伊那市高遠町	
信濃川	裾花川	湯の瀬	G	P.W	直接 257 間接 -	18.0	140.0	330	290	1,600	-	-	長野市小鍋	
信濃川	神川	菅平	G	P.A.W	直接 32 間接 5	41.8	149.7	3,451	3,242	327	-	-	上田市菅平高原	

10 防災ダム(農政部所管)

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	保全面積(ha)	堤高(m)	堤頂長(m)	貯水容量(千m3)		計画高水流量(m3/s)	洪水調節(m3/s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
信濃川	香坂川	香坂	R	F	250	38.5	184.0	1,050	870	90	61	29	佐久市香坂	